

# 經濟論叢

第七十一卷 第六號

---

- 社會政策定義考 …………… 岸本英太郎 (1)
- 勞働組合組織に關する一考察 …… 前川嘉一 (8)
- 日本社會政策史の分析視角 …… 向井喜典 (25)
- 「福祉國家」とイギリス勞働者階級の窮乏化  
…………… 星島一夫 (51)
- 失業給付額よりみた英國社會保障の一性格  
人見嗣郎 (69)
- 

[昭和二十八年六月]

京都大學經濟學會

# 日本社会政策史の分析視角

——渡部教授の方法をめぐつて——

向 井 喜 典

社会政策とは、現代社会の社会問題——労働問題に對應する国家権力の具体的發動、就中、工場法・労働組合法・最低賃銀制・社会保険等々——連の發展系列をもつ政策体系（所謂「讓歩」的政策として現象する）の範疇規定である、ことは謂ふまでもない。

だが、それ（社会政策）の本質は如何に規定さるべきか・論理的構造は如何に把握さるべきか・については、問題はしかく簡單ではない。十九世紀中葉のドイツにこの概念が生誕して以來既に一世紀、然るに諸家の見解は未だ一致した結論を志向しているとはいえない。とはいえ、戦後の深刻な危機の進展、階級斗争の發展を反映して展開され來つた「社会政策論争」は、これの止し、解明のための實豊かな成果を收めた。なかでも、資本制生産の「自然法則」を資本制蓄積の絶對的一般的法則——所謂「労働者階級の窮乏化法則」として把握し、これが必然化する階級對立——斗争の發展に對抗する近代國家の政治支配安定化策といふ点に、社会政策成立の必然的契機を求め、それ

の本質を「資本の勞働力價值收奪に對する國家的手段による抑制・緩和策」として規定された岸本英太郎教授社會政策論こそは、これが成果の結晶であろう。そこでは、社會政策成立の必然的契機としての階級斗争の意義が、社會政策における政治と經濟の關連が、論理的に明確化され、「大河内理論」以來の經濟主義的な惡しき傳承は克服され、社會政策論は「經濟理論」から「政治經濟理論」へと前進せしめられた。

だが、謂ふまでもなく、社會科學に於ては、抽象的な「論理」は常に具體的な「歴史」との照應に於て、檢證されなければならない。それは當然、社會科學としての社會政策論にも、社會政策本質論の具體的展開としての社會政策史の分析を要請する。この「歴史と論理」の相互關係は、これまでも多くの諸先學によつて幾度か展開されて來た。（大河内教授「勞働保障立法の論理に就いて」・風早八十二氏「日本社會政策史」等々）勿論、各國の具體的な社會政策史の構造は、夫々の國の資本主義なり、國家構造（權力）なり、政治形態なり、或は階級斗争の性格なりの特殊性によつて、夫々その様態を異にする。だが、それら夫々の特殊性に從つて各形態の社會政策を具體的に把握せざる限り、社會政策の一般的抽象的な本質も決して眞に正しく具體的に把握しえないこと謂ふまでもない。こゝに社會政策論（本質論）の反省的契機としての社會政策史の意義がある。

「社會政策論争」成果の、かゝる意味における具體的展開は、論争成果の結晶たる岸本教授『社會政策論の根本問題』<sup>1)</sup>（本質論・形態論）の体系的展開として發表された同教授著『社會政策論』<sup>2)</sup>に於て凝集した。同書後篇の「日本社會政策史」（戰前）の分析に於て、教授が特に強調されたところは、政策主体としての國家權力の問題、就中、日本におけるその存在形態の特殊性——絕對主義天皇制——の問題であつた。これが規定する日本社會政策史の構造的特殊性は、一般的抽象的な社會政策本質論と如何に關はり合ふかといふことであつた。それは、日本社會政

策史は日本資本主義社會史・日本における階級斗争史を、日本政治史に絞り上げるといふ形においてのみ書き上げねばならぬとの教授の所信の具体化であると共に、社會政策の「經濟理論」の「政治經濟理論」への前進によつてはじめてなされたものである。

ところで、同書をめぐつて展開された幾つかの論評のなかで、同じく政策主体の明確化といふ視角から、岸本教授の分析（日本社會政策史の）に對する眞正面からの批判が、最近あらはれた。渡部徹教授稿「日本社會政策史に關する一考察——岸本英太郎「社會政策論」をめぐりて——」（本誌第七二卷第二号所收）である。「階級斗争が決定的な力をもつことのできない場合具体的な政策は支配階級内部間の軋轢、その他によつて影響されることが少くない。」ことを指摘して、日本社會政策史の構造を、かゝる観点から分析すべく、渡部教授は「岸本氏はそれを階級斗争のみによつて割切らんとする處に弱点がある」と眞向から對決される。

では果して、日本社會政策史の具体的展開に當つて階級斗争はそれほど決定的な力をもつていなかったのであらうか。如何に政策主体を絶對主義天皇制（國家權力）とするとはいへ、従つてまた、それが集中的に表現する如く、特殊後進的な日本ブルジョアジーは、農村の半封建的生產關係を權力の固有の物質的基礎とする絶對主義天皇制を、その發展の「保護者」として仰いだ。資本制生産と蓄積の對極としての深刻な窮乏化からの自己解放を、「疎外」された自己の奪還を圖る日本プロレタリアートの斗争が、それ故、資本主義發展の政治的支柱としてのこの絶對主義權力の理不盡な彈壓に曝されてきたとはいへ、それが、經濟的には資本の剰余價值收奪を機構的に攪亂・政治的には絶對主義政治支配を不安定ならしめない限り、更に、「彈壓」のみでは政治支配の安定確保が困難なることを權力に自覺せしめざる限り、どうして社會政策Ⅱ「讓歩」が必然化されるであらうか。

それ故、兩教授の見解の對立を正しく解決する途は、日本社會政策史をめぐる絶体主義と資本と労働運動とのか  
らみ合いを、日本政治經濟史の發展の過程において如何に理解すべきにかゝつてゐる。そして亦、これこそは、  
日本絶對主義の社會政策の史的分析にあつての最も基本的な問題であらう。本稿は、かゝる視角から、渡部教授  
の主要論点を系統的に検討しつゝ、具体的な日本社會政策史の構造的「特殊性」と抽象的な社會政策本質論の「一  
般性」との相互關連性を考察せんとするものである。

註 ①) 同書は昭和五年、日本評論社版。

②) 昭和二七年 有斐閣版。猶、同書は「前編、社會政策の本質と諸形態」に於て、これまでの社會政策論のいはば「  
總論」(これは社會政策の本質論)と、それに加えるに「形態論」いはば「各論」を扱い、兩者の論理的規定を以て「縱論」  
とし、後編で具体的な社會政策史の上に實證的にこれを展開して体系化されている。

③)、④) ともに、本誌第七二卷第二號所收、渡部氏論文、六二頁。

## 二

機械制大工業の誕生以來「資本は、剰余労働を求めその無制限の盲目的衝動のゆえに、たゞに労働日の道德的  
な最大限度ばかりでなく、その純肉体的な限度をも乗越えた。」この労働日の反自然的、肉體銷磨的な延長に對する  
「労働者階級のだんだんと増大する反抗は國家をして、労働日を強力に短縮し、且つ何よりも先づ本來的工場に標  
準労働日を口授することを余儀なくさせる。」かくて工場法が成立する。それは内容的には貧弱であるが、労働者  
階級が「資本から奪つた最初の、讓歩」である。<sup>1)</sup>こゝに社會政策史がはじまる。——マルクスのこの古典的論理は、  
具体的な日本社會政策史に於て如何に展開したか。

日本工場法成立過程の構造を渡部教授は次の如く述べられる。

『方法論としては第一に工場法は絶対主義の立場において立案され、……その意味は絶対主義の固有の物質的基礎を維持せんとするにあつた。(固有の物質的基礎たる農村の半封建的生産關係が資本の勞働力給源開拓によつて崩壊されるのを防遏せん爲に、絶対主義官僚が勞働力の喰潰しを強調したとも述べられている—引用者) 工場法の制定は資本對勞働者の斗争の結果ではなく、勞働運動と絶対主義との關係と運動發展の可能性に對する絶対主義支配層の絶大な恐怖にもついている。これが、勞働者階級の自主性を抑壓した上で、資本の反對にも拘らず、工場法を制定せしめた根因である。』

(前掲五六頁)

こゝで三つの問題が提起される。(一)、絶対主義の固有の物質的基礎たる農村の半封建的生産關係が資本の勞働力給源開拓により浸蝕されるのを防遏すべく絶対主義の立場から立案された工場法。従つて工場法は勞資の斗争の所産ではない。との論理。(二)、こうして一遍否定しておいた階級斗争の決定的意義を絶対主義對勞働運動として持出し、運動發展の可能性を絶大に恐怖した絶対主義支配層は、勞働者階級の自主性を抑壓した上で工場法を制定したとの論理。こゝでも、社會政策成立にあつての階級斗争—勞働運動—の決定意義は完全に否定される。(三)、それから、資本は工場法に徹頭徹尾反對した。その反對をも押切つて絶対主義は工場法を制定した。との論理。こゝからは、日本工場法は絶対主義天皇制の獨、自の立場から「上から」決定されたものであるとの結論が導かれざるをえない。そして、それが氏の結論である。これらは果して正しいか？

では果して、明治絶対主義官僚は如何なる立場から工場法成立の要を強調したか。我々はこの問題から考察してゆかう。

「徹底せる日本型(工場法論)の体現者」とされる金子堅太郎氏は明治二十九年十月の第一回農商工高等會議で

述べて曰く。

『私は徒らに慈善家の唱へ宗教家の稱へる工女工男の無制限の方とか或は偏頗的の方とかから辯ずると言ふ論ではない。……唯私は眼中には國家あるもので、此國家と云ふものを論じますれば、此日本は工業國である、又工業を以て立國の基礎とするにあらざれば、日本の將來は成立たないと云ふ論者である。故に工業を萎縮すると云ふ事は、眼中に無きのみならず、どこまでも工業を發達させて倍々資本を大きくし加ふるに工業者を養成し、工業國として更細亜は勿論、宇内に競争する位の考を有つてゐる。其の眼力を以て工業條例と云ふものをどうか立てたいと云ふ事は熱心希望するのである。……此工場に従事して居る工女工男も矢張り人肉で、それだけの空氣も吸はなければならぬ。又、休むこともしなければならぬ、若し之を一時の利益に迷つて工業の發達を顧みずしてやつたならば、五年か十年の後は、日本の大事の原動力たる工業人種が弱くなる。必ず十年の後はは墜跌を來し頓挫を來しはせぬかと思ひます。』(原文は片假名。)

と。氏の所謂國家的見地とは、夙早八十二氏も述べられる如く、明らかに軍事的國防的見地であり、この見地における労働政策は兵力保護であることは謂ふまでもない。かゝる見地よりの富國強兵の「職工保護」が如何なる場合にも常に「工業主の利益」と抱合してのみ強調されていることは特に注意すべきであらう。それは、同會議以來一貫して工場法案賛成論者として奮斗せられた添田壽一博士他、多くの絶對主義官僚の言動に見られるところでもあり、永く明治政府の労働政策立案の骨子をなした。因みに明治三十五年の「工場調査要領」も『獨り工業上著大なる障害を蒙るのみならず、國防上亦恐るべき結果を生ずることなしとせず』と訴える。

この「國防」内治的見地と産業的見地との抱合」としての「職工保護」思想こそは、軍事的勢力の獨占と極東における地理的地位の特殊な便宜によつて資本主義(後にはすでに帝國主義にまで成長した資本主義)の利益と侵略の欲望を一部は代位し一部は補完した絶對主義天皇制(官僚)が、日本に於ける資本の急激な再生産過程がその半面に於て労働者状態に好ましからぬ影響を與えたことを率直大胆に承認した時、當然提起されるべき方向であつた。これは

「治安維持」としての社會労働運動「彈壓」策（明治三十三年「治安警察法」）と「富國強兵、兵的職工保護」——「讓歩」策（後に、明治四十四年の「工場法」に結實する。）との結合として發現する。それ故、渡部教授の所謂、資本の労働力給源開拓による農村の半封建的生產關係（絕對主義天皇制の固有の物質的基礎）の浸蝕の防遏策なる意味は、明治絕對主義官僚の工場法思想に於ては決して決定的意義を有たなかつた、と言はざるをえないのではなからうか。

否むしろ、農村の半封建的、地主的收奪こそが、農民の階級分化を促進し、常に都市工業への流出口を求めめる相對的過剩人口として、農村に潜在化せしめていたのである。こゝに明治期労働關係の極端な原生的性格の現實的基盤をなす「家計補充的出稼労働」なる範疇が構築される。そしてまたこれこそは、絕對主義天皇制が立脚する「地主とブルジョアジーの相互規定的收取關係」のメダルの裏に他ならない。かくて「自己の周圍の労働者世代の苦惱を否認するための『充分な理由』を有する資本は、一マルクスも述べる如く人類が將來において頽敗するとか、結局は絶えず人口が減少するという豫想によつては、……その實踐的運動において少しも規定されるものではない。」

それ故、國家自衛上の職工保護をあくまでも資本家の慈恵心に訴えて實現せんとする絕對主義官僚（前記せる金子氏、森田氏等々）の悲願は、常に「一々御尤ト拜承、仕り兼ね、ネ、マス」（瀧澤榮一氏）との資本の頑強な反對に迎えられねばならなかつた。早激な確立過程を急いでいた日本産業資本は、それが許される限り、僅少な負擔をも恐れ、かゝる責任の負擔を回避したのである。半封建的地主制下の窮乏農民の生活水準が非常に屢々労働者状態の良好を立證すべく引合いに出され、（鹿島万兵衛）工場労働制が道德的墮落の原因であるのではなく、反つて家庭の無爲生活による悪風掃蕩の原因であるとさえ主張され（團琢磨）續けた反面、身分的な労働關係にもとづく労働日の反自然的延長・肉體鎖磨的労働諸状態が續々展開されていつた。



日清戦争を通して産業資本が本格的確立過程に入り、労働者階級が軍事産業・金屬工業・機械工業・鐵道等重工業の労働者を基軸に一つの獨立的・獨自的な階級にまで成長すると共に、この「苦痛の蛇」(この原生的労働状態)に對する組織的反撃は敢然と展開された。労働争議・同盟罷工の激發——明治二十九年より三十年へと益々激化し、三十年後半だけでも、三十二件・三、五七一人。まさに空前である。「同盟罷工は實に必要に迫られたるものなり。見よ、今迄十中八九迄は、其の要求は容れられたり。之れ、其の要求の正當なる爲ならずや。」(片山潛・明治三十年「六合雜誌」)<sup>10)</sup> 斗争を通じて組織的結集へ。明治三十年七月五日「労働組合期成會」成立。同會指導により日本最初の近代的労働組合たる「鐵工組合」が組織され(三〇年十二月一日)、翌三十一年二月労働組合日鐵「矯正會」が、前後して活版工の組合「懇話會」が、組織された。此年(三一年)争議件数は四三件、参加人員は六、二九三人。これに對應して進歩的インテリゲンチアも「社會主義研究會」に結集(安部磯雄・村井知至等)同年十月)した。

かゝる階級對立⇨階級斗争の激化・發展を前に、天皇制政治支配の安定確保を急務とした支配階級及びそのイデオログは、社會政策學會の創立(明治二九年)・農商工高等會議官制公布と同會議設立(共に明治二九年)と同會議に對する「職工の取締及保護に關する件」の政府諮問(既に述べた第一回會議は、これを討議したもの)・及び保安條例の廢止による集會・結社・多業運動の取締緩和(明治三十一年)といふ方向に危機回避の途を見出した。戰術的後退——絶對主義國家権力がはじめて、僅かばかりでも「後退」したのである。

かくて「職工保護」⇨工場法案が農商工高等會議に諮問せられた當時既に組織的に成長しつつあつたプロレタリアートは、明治三十一年頃より「労働組合期成會」を中心に、原則的には政府の立法理由に賛成し、且つ獨自の「修正案」を作成して工場法制定要求運動に乗出した。高まりゆく労働争議・同盟罷工の波のなかに展開された屢々の

「演説會」(工場法制定要求の)と陳情委員による農商工高等會議全議員の陳情訪問。かくて「意外にも(明治三十二年の第三回)農商工高等會議は工場法案を可決せり。而かも修正を加へ法案適用の範圍を擴め、職工證を廢止して之を可決せり。」(片山潜「日本の勞働運動」岩波文庫版五二頁一傍點は引用者)だが、半封建的土地所有制から不斷に流出する低廉な婦人幼少年勞働力への人狼の渴望を資本が斷念したのではなかつた。資本は工場法案反對論を決して緩めなかつた。深刻な政治的・經濟的勞働不安の前に、天皇制權力が動搖したのである。ところが「此の意外に續々又他の意外起れり。——片山潜は言う——夫は政府が何等の理由もなしに、農商工高等會議の決議を握り潰して、之を議會に出さざりしこと之なり。」(片山前全一傍點は引用者)折角議會上程の運びとなつた工場法案が、こうして亦、口の見えなくされる。まさに意外であらう。だが、この同じ議會(明治三十三年の)に、團結禁止立法たる「治安警察法」が提出され、滿場一致協賛されたことを知れば、たゞの意外さだけでないことが明らかであらう。明治三十二年末より三十三年にかけての勞働爭議の退潮を反映して權力が立直り、はじめたのである。明治三十一年の「保安條例」廢止による集會結社多衆運動の取締緩和が、越えて三十三年三月の山縣内閣による「治安警察法」制定、社會運動・勞働運動の彈壓にとつてかわられた根因はこゝにある。政府が工場法案を議會に上程しなかつた原因もこゝにある。(資本の猛烈な工場法反對論による影響は、いふまでもないが。)

爾來、治安警察法の暴威のもと、組合・政黨(伊藤政友會内閣による「社會民主黨」結社禁止、明治三十四年五月等々)いづれの面においても團結・結社の自由を完全に剝奪された勞働者運動は、少數先驅者の英雄的行動を中心としたものになり、大衆は未組織・未教育のまゝに取殘され孤立分散的な斗争を續けた。かくては、彈壓の隙と口實を與えこそすれ、「讓歩」の要をいささかも感ぜしめないのは當然である。「噫、勞働者の強請するまで工場法制定せら

れざるべき乎」(片山潛・前全)

かくて一時その姿を消したかに見えた工場法問題は、日露戦争を迫しての資本の集中・集積の進展に對應する新たな階級對立 $\parallel$ 斗争の發展・激化(治安警察法第十七條を基軸とせる絶對主義的彈壓体系の動搖)と共に、再び現實の過程に登場した。明治三十九年「日本社會黨」結成。殊に四十年の戦后恐慌を契機としての反自然的收奪は、相踵く労働強化・インフレーション・増税と共に農民及び労働者階級の窮乏化を更に激化し、労働争議五七件・参加人員九、八五五人といふ未曾有の規模に達した。この危機の進展を前に政治支配の安定確保を圖るために、絶對主義は自己のプロレタリアートに對する支配形態の部分的修正 $\parallel$ 形態變化を行わざるをえなからしめられ、こゝに政府は、明治四十二年十月、工場法案(明治三十五年案に準據せる)を發表し、同年末の第二十六議會に提出することとなつた。法案發表せられるや、絶對主義官僚と資本との「正面衝突」は、またも激しく展開された。殊に、當時輸出工業の大宗として婦人・幼少年労働力の極端な原生的搾取の上に君臨していた綿絲紡績業者は、法案における徹夜業禁止規定の如きは「是れ紡績業者の衰亡を來す所以なるのみならず、國際貿易上至大の影響を蒙ると共に、延いては國家經濟を危殆ならしむるものなり」と呼號して、政府の説得・泣訴ものかはと、極力反抗を續け、遂に政府工場法案を議會から撤回せしめた。

深刻化した政治的・經濟的な労働不安を前に資本はなおもかく頑迷固陋であつたとはいへ、明治財界の大御所澁澤榮一氏に代表される獨占資本は、既に趨勢を洞察していた。危機の進展を前に急遽開催された社會政策學會第一回大會(明治四十年末)席上、「今日に於て、工場法が尙ほ早いか或は最早宜しいかと云ふ問題におきましては、私は今日尚ほ早いと申さぬで宜しからうと思ふ。……けれども、前に中す通り總て之を施行しますには成るべく實際と相

適合することを希望いたします。」と述べた澁澤は、前記第二十六議會での「正面衝突」を眼にするや、労働運動の發展昂揚を去勢すべく、なんとしてでも工場法を成立せしめる爲には、資本の妥協―讓歩可能な限度に迄それ（工場法）の實質的効果―産業負擔を滅殺せしめて議會に上程せねばならぬと痛感し、明治四十三年自ら生産調査會の法案審査委員長に就任し、工場法問題の局に當つた。第一回農商工高等會議以來頑強な反對論（工場法制定反對論）者として一貫し來たつた澁澤のこの轉換。これこそ危機の深刻さを明敏に感知した日本獨占資本の對應形態に他ならなかつた。「當時國家十年の大計により獨占化確立の歩を急ぎつゝあつたわが國産業資本は、寧ろ禍（工場法制定）を轉じて福（中小企業に對する制定期）となすことに、事態解決の途を發見したのである。」（風早氏「日本政策史」一四二頁）とはいへ、如何に獨占資本にとつても工場法制定の件<sup>ハ</sup>過重な産業負擔は決して好ましいものではない。それが、社會政策學會第一回大會に於ける澁澤の「今となつては……だが、しかし……」なる發言としてあらはれ、明治四十三年以降の所謂「轉換」として展開されたのである。こゝに資本の魂の躍然たるものを見出さざるをえない。

明治四十二年、一時急激な退潮（爭議件數二一件・参加三一〇名―空前の退潮）を見せた労働運動も、四十三年、四十四年と再び激化した。だが、團結穩なき日本労働者階級の悲劇は、斗争の發展と共に、屢々、素朴な革命的經濟主義的直接行動主義（アナルコ・サンジャリズム）的に尖鋭化し、「赤旗事件」「大逆事件」等々として激發した。「大逆事件」を契機としての理不盡な社會主義者懺滅策にも拘らず、決して労働運動の昂揚は抑止しえない。四十三年は爭議十件・二九三七名参加、四十四年二十二件・二一〇〇名参加。こゝに「颯」は適宜な「飭」によつて補われることが絶對必要となつた。此の年（明治四十四年）再び議會（第二十七議會）に上程された工場法案は遂に可決され、

明治四十四年三月、それは制定公布の運びに至つた。かの頭迷固陋なる日本ブルジョアジも遂に讓歩したのである。それは、濫澤の努力によることもさることながら、募り募つた労働不安の累積を前にしては、余儀なき對應に他ならなかつたのであらう\*。

\*當時、ブルジョアジが階級對立斗争の激化を如何に恐れたかは、同じ第二十七議會に村松恒一郎が提出した「危険思想防止法案に關する質問書」に徴しても明らかである。(信夫清三郎著「大正政治史」第一卷 一二六頁參照) これは工場法と直接の關係はないが、同じ議會が工場法案をも亦危険思想を防止する一手段と考えて通過せしめたと考へるも、あながち、強辯ではなからう。(岸本教授「社會政策論」二〇四頁參照)

こゝで問題を元に歸さう。渡部教授の言はれる如く、日本工場法の成立は「資本對労働者の斗争の結果ではなく……絶對主義支配層の労働運動發展の可能性についての絶大な恐怖にもとづいてゐる。これこそが労働者階級の自主性を抑壓した上で、資本の猛烈な反對にも拘らず工場法を制定せしめた根因である」(龍攝誌五六―七頁) かどうか？

たしかに政治支配の危機を痛感した絶對主義は、幾度か自己のイニシヤツによつて工場法を成立せしめんと闘り、資本と激しい正面衝突を續けた。國防内治的見地と産業的見地との抱合の上に立つ明治官府の労働政策は、工場法の要請と治安警察法の制定として發現し、後者は日本労働運動をその黎明期より深刻な危機に陥れていた。だが労働者階級がこの極端に打挫じかれていた限り、工場法案は決して議會に上提されなかつたし、運動が現實的脅威に昂まつたところで資本が言を左右にしてその責任を回避し負擔に反對を續けていた限り、決して可決されなかつたのである。まことに日本工場法は、新たな階級支配の危機に對應する絶對主義の對プロレタリアート支配の形態變化であり、この危機——それ自体、經濟的には資本の剰余價值收奪に對する機構的攪乱であつた——に對應して、

資本が不承不承乍らも「戰術的後退」を余儀ならしめられた時に、はじめて成立したのである。

(日露戦争後、獨占資本・金融資本が急速に覇を進め、これが議會内外におけるブルジョア政治勢力の抬頭に反映した。しかも、工場法は、その環境の中で、明治四十四年成立したることを、想起せよ。)

かくて、教授の迷妄はもはや明らかであらう。勿論渡部教授も、この資本の「讓歩」を否定されたのではない。教授はこの事情を、階級斗争の激化とは無關係に、「資本間の争い」なる契機のみから説明しやうとされる。

(前全五七頁)これは、既に検討して來た教授の基本的見解と若干齟齬するやうであるが、それは暫くおくとして。

勿論我々も、工場法制定が巨大資本獨占資本が中小の産業資本に對す制覇の制度的楨杆としての史的役割を演ずることは否まない。だが、如何に獨占資本と雖も、標準労働日の確定を基軸としたこの「労働保護」立法が必然的にもたらす産業負擔を決して甘受するものではないことは、それ以上に明らかである。とすれば、果して何が資本をして讓歩せしめたのか？私はこれを「労働運動の發展による資本の剰余價值收奪の機構的攪亂に對する不安」なる言葉で表現した。こゝでは更に、所謂「資本間の争い」なる問題も、深刻な労働不安との關連、この危機に對する夫々の資本の對應形態の種々相と、その限りでの矛盾に過ぎないことを強調しておき度い。これは既に、明治四十年以後の澁澤榮一氏の工場法制定への動向に關説した際、具体的な歴史の展開に即して一應明らかにしておいた。紙數の制約もあるので、こゝでは再言しないことにする。先に工場法制定をめぐる労働運動の構造と性格の把握に完全に失敗された渡部教授が、こゝで資本の「讓歩」―「戰術的後退」の眞意を正しく理解されなかつたのは、まことに當然というべきであらう。これは、教授の絶對主義天皇制についての把握の欠陥が必然的に導いた誤謬に他ならぬ。教授の場合、天皇制は資本とさえ敵對していたのである。これは、改めて後に扱う。

それはともあれ、かくて成立した工場法は、識者をして「職工に對して貧民救助規定を改正したりと言うを適當とする」(森莊三郎博士)と嘆せしむる迄に實質的効果を滅殺したものであつたことは、謂う迄もない。しかも、かかる微温的な工場法すらが、第一次大戦を通しての重工業を中心とせる獨占資本の本格的確立に照應する新たな階級對立 $\parallel$ 斗争の激化を見る迄、施行されなかつたのである。(大正五年施行)こゝに日本絶對主義の社會政策の基調を見るべきであらう。

- 註 (1) 「資本論」 (2) これが「大河内理論」工場法論における「上から」の政策といふ論理 $\parallel$ 經濟主義的誤謬に轉落する危険性を内包していることを想起せよ。(3) 風早八十二氏著「日本社會政策史」(日本評論社版) 一一〇頁。(4) 第一回農工商高等會議議事録」一三二―四頁―風早氏前掲書 一一二頁より引用。(5) 明治三五年「工場調査要領」五七頁―風早氏前掲一二二頁より引用。(6) 資本論第一卷 長谷部氏邦譯 日本評論社版 四四〇頁。(8)、(9) ともに風早氏前掲一二六―七頁。(10) 平野義太郎氏著「日本資本主義社會の機構」二一八頁より引用。

## 三

既に明らかにした如く、社會政策が階級斗争の必然的産物である限り、労働者階級の社會政策獲得において最も重要な要因は、労働者階級の抗争力、従つてこれを促進する團結 $\parallel$ 罷業權の獲得である。それ故、團結權 $\parallel$ 罷業權獲得のための斗争は、我が國に於ても産業革命の眞只中に生れ、激化して行つた。(我國最初の近代的労働団体「労働組合期成會」であつたこと・これの指導のもとに「鐵工組合」等々近代労働組合が續々組織されたこと・最初の労働者政黨たりし「社會民主黨」がその行動綱領に、「労働組合法の制定」「治安警察法の撤廢」を掲げていたこと等を想起せよ)だが團結禁止立法たる「治安警察法」の暴威は、資本の労働團結否認と共に、これを徹底的に彈壓しつゞけ、問題の本格化

は、第一次大戦末期よりの労働運動の發展昂揚を俟たねばならなかつた。

大戦末期よりの労働組合運動の急激な發展・昂揚に對する對策として労働組合法問題は登場した。それは、渡部教授も認められる。だが、この見地を押し進めて岸本教授が、

『恐慌（大正九年の戦後恐慌）筆者註 後勞資の攻勢は逆轉し、やつと組織に結集しはじめたばかりの我國の組織労働者は自己防衛に全力を注がざるを得なくなると共に、益々労働組合の確立、そのための労働組合法、法認や最低賃銀制獲得の必要を痛感し、それに向つて強方に運動を展開するに至つた。こゝに労働組合法問題が登場した。』（「社會政策論」二三九頁）とされる時、眞向から反對されて曰く。

『事實上忠實に労働組合法制定過程をみるならば、當時の組合運動は農商務省案案にしる内務省案にしるこれを殆ど問題にはしていないのである。』（渡部氏・前掲五七頁）と。

更に、組合法制定による労働者階級の團結は必然的に資本に産業負擔を課するものなるゆえ、巨大資本にとつてはともかく、

『産業資本家、とりわけ中小の企業家が一貫して組合法制定に對して頑強な反對をした原因がこゝにある。』（前掲五七頁）として、工場法の分析に於てなされたと同じく、「資本間の争い」といふ見地を、こゝでも特に強調される。

かくて、(一)労働者階級も求めていない、(二)資本も頑強に反對したにも拘らず、労働組合法案が大正九年（農商務省案・内務省案として）發表されたといふことになる。では、教授の場合、最初の組合法案（大正九年のそれ）の登場の理由はどこに求められるか。曰く。

『以上の諸條件の中で政府をして組合法案の立案を促進したものととしてヴェルサイユ平和條約並びにそれにもとづく國際労働會議が見逃されてはならない。……とくに日本政府が内には強いが外に至つて弱いことを考慮すれば、組合法制定に及ぼした



力は充分認められなければならぬであらう。』(五八頁)と。

勿論、我々と雖も、ヴルサイユ平和條約とそれにもとづく國際労働會議が、後進資本主義國日本の労働立法史に及ぼした大きな影響を完全に評價するに些かも吝さかではない。とはいへ、如何にそれが絶大であらうとも、外的壓力||外的矛盾は決してそれ獨自で歴史發展の推進力たりえないことは、謂うまでもない。それが、發展の基本的發條としての内的矛盾——階級對立||斗争——の自己運動||展開と如何にかゝり合つたか。その激化、發展を如何に促進したかにこそ、問題把握の鍵はやどつてゐる。然し、先に見た如くに、労働組合法問題に對するブルジョアジートとプロレタリアートの態度を把握された教授が、こゝで問題をかゝる方向に正しく解され得なかつたのは、まことに當然といふべきであらう。

更にこれは、第二十七議會における工場法案協賛の理由・とくにブルジョアジートの「妥協」の事情を——階級斗争の激化に對應してこれを「秩序の埒内に保た」しむべく戰術的に後退したとは解されることなく——ひたすら「資本間の争い」のなかにのみその必然性を探求されやうとした渡部教授にして、まことに當然の議論であらう。

こゝでしばらく具体的な歴史の展開に立歸る。

第一次世界大戦を通して重工業を中心に本格的に確立した我國獨占資本主義の發展は、これに照應せる近代的プロレタリアートの質量的發展を著しく促進し、大衆的基盤の上に復活・昂揚した労働運動の激化は、「米騒動」の翌年たる大正八年を、我國労働運動史上劃期的な年とした。

當時殆ど唯一の労働者組織であつた「友愛會」は此年八月の創立十周年大會で、從來の反社會主義的・勞資協調的方针を一擲して、その名も「大日本労働總同盟友愛會」(翌年の大會で更に「日本労働總同盟」と)改稱し、斗争

的な全國的組合となつた。一、労働非商品の原則、二、労働組合の自由、三、幼年労働の廢止、四、最低賃銀制の確立、以下二十項目の主張が、斗争目標として掲げられた。大正七年の四一七件・六六四七七名。八年の四九七七件・六三三三七名と昂まりゆく大争議やストライキ・サボタージユの隨所々々に於て、この要求は絶叫された。

危機の進展を察知するに明敏な絶對主義は、既に大正七年六月内務省内に救済事業調査會なる諮問機關を設けて、労働政策の再検討に乘出していたが、政府諮問に答えて同會が、大正八年二月、「一、労働組合は之を自然の發達に委するを可とすること、二、治安警察法第十七條第一號は之を削除すること」と決議したことは、後の政府労働組合法案の構想を準備したものと見て注目されねばならない。

また、大戦を通しての巨大な資本蓄積・歴大な戦時超過利潤に飽滿し物心ともに余裕をもつた日本ブルジョアジ―も、この危機の進展を前に、舊來の頑迷固陋な一面的制壓主義から、産業平和實現のための兩面的讓歩主義（「餘」と「鞭」）へと労働対策を進化せしめ、資本の立場に於ても労働組合法の制定が唱導せられた。しかも、渡部教授の述べられるとは反對に、産業資本・中小企業とても決してこの邊勢の頑強な反對者でなかつたことは強調されるべきであらう。地方ブルジョアジ―の據点たる東京實業組合連合會や大阪工業會などの大正八年末の組合法制定唱導決議その他は、これを立證する。勿論労働團結による産業負擔は決して資本の好ましとするところではない。だが危機がそこまで切迫していたのだ。殊に大阪工業會の如きは、政府構想の縦斷主義的傾向を批難し、それよりも遙かに進化する横斷主義的な労働組合法の制定をさえ唱導していた。

折しもワシントンで開かれたのが「國際労働會議」第一回會議である。（大正八年十月）

此會議に於て「工業的企業に於ける労働時間を一日八時間且一週四十八時間に制限する條約」の一般原則を、露露

たる國際的 反對（オランダ・ベルギー・イタリア等々の各國勞働代表による猛烈なる反對）を押切つて、イギリス府代表等の支援に依り、日本の政府代表・傭主代表が力づくで、日本に關しては變更せしむべく強制（遂に、五六票對六票で可決。）したことは、國際勞働法史上著名な事實である。しかもこの「八時、閉勞働制實施」こそは、當時の日本プロレタリアートにとつて、「無制限、横斷組合、法定」と共に基本的要求であり、昂揚せる斗争の隨所々に絶叫されたにも拘らず。勿論、此會議が特殊後進國日本の政府・官僚・資本家に「新知見」を興え、危機意識を自覺せしむべき力強い契機となつたことは否むべからざる事實であるとしても、渡部教授の言はれるとは反對に、こと「勞働問題」に關する限り、日本政府は内にも強く外にも強かつたことを、前記事實は示すものでなからうが。勞働組合法案の立案に關しても全く同じことが言はれるであらう。

大正九年になると共に、勞働組合運動は更に激化する。團結權獲得—無制限横斷組合法制定の要求—治安警察法第十七條撤廢の要求は、「普選要求」の勞働者大會等に於てさへ常に高々と揚げられた。大正八年以來の斗争を通じて戦斗化されて來た勞働者階級のこの昂揚の絶頂に於て、だが危機は到來した。此年二月末以來の原政友會内閣による普選運動・勞働運動の理不盡な彈壓。三月にはじまつた戦後恐慌を契機とせる勞資の攻勢の逆轉。がこれである。相踵く勞働強化、賃銀切下げ、人員整理。あらゆる直接的暴力をふるつての組合運動切崩し。（「國粹會」など暴力團の育成を想起せよ）峻嚴な官憲の彈壓。組合運動の要求事項も以前とは逆に、賃銀引下げ反對・誠首反對にその焦点を向けざるをえなかつた。だが、この危機に直面するも勞働者階級は決して理不盡な桎梏に完全に打挫がれたのではない。「總同盟」は益々斗争的性格を強め、組織勞働者は組合の共同斗争と戦線の統一の必要を痛感し、續々と勞働組合の設立に結集した。（大正八年一八七組合—九年二七三組合）殊に此年五月、我國最初のメーデーが勞

働者階級の力によつて行はれ、東京では（十五労働団体と社会主義者合討）一萬が結集し、治定警察法第十七條の撤廢・失業防止・最低賃銀法制定を、大阪では（十四労働団体）五千名が、治警十七條撤廢・団体交渉權の確認・八時間労働制實施・最低賃銀法制定・産業管理權の要求を、夫々要求決議し共同斗争を行つたことは、銘記すべきである。理不盡な彈壓・切崩しにも拘らず、遼原の火の如く蔓延する「赤い炎」。もはやこれを放置出来ない。「鞭」はいよいよ適宜な「飴」によつて補強されねばならない。「内務省労働組合法案」「農商務省労働組合法案」は、かゝるものとしてこゝに登場した。既に可能性として胚胎していた労働政策再検討の要請は、こゝにはじめて現實性に轉化したのである。それ故、兩法案は夫々その内容に於て「進化」「保守」の色彩の種差を有つとはいへ、高まりゆく労働者の組織斗争に對して、これを法認するかに見せかけて實は取締らんとしたものは謂うまでもない。

労働者の本能の前に、この偽瞞は直ちに看破された。早くも此年六月、東京地方の労働組合同盟會は、「吾人は現存する労働組合法と何等の交渉を有せざる労働組合法の制定に反對す」の宣言を發し、神戸労働組合法連合會も同月末労働者大會を開いて、「産業民主の徹底せる労働組合法の制定」を決議し、治安警察法第十七條の撤廢を要求し、内務省案に反對した。更に七月中旬大阪で開かれた失業問題聯合大會で、友愛會・關西鐵工組合・大阪鐵工組合・向上會等が、「自由にして公正なる労働組合法の制定」を決議している。等々。政府組合法案に對する労働者階級の強い反對は、本来の「労働團結」權の法認の強い要求に他ならなかつたのである。こゝでも渡部教授の見解は、具體的な歴史によつて否定されざるをえない。

かく團結權獲得をめぐる絶對主義・資本と激しく相對峙した組織労働者の斗争のうちにも、斗争が熾烈であれ

ばあるだけ、悲劇的轉機は到來しつゝあつた。それは、理不盡な彈壓により「合法斗争」の限界を感じした労働者階級の焦燥的急進化としてあらはれた。情熱的、戰鬥的ではあるが經濟主義的な直接行動主義（革命的「サンジカリズム」へ、アナルコ・サンジカリズムへと斗争は急旋回し、大杉榮等の影響によつて信友會・正進會など東京地方の印刷工組合を中心に、全國にひろがつて行つた。直接行動派と議會主義派の對立。アナ・ボルの斗争。前者の支配的傾向は、既に大正九年夏頃より東京に於て最も急速であつた。

『當時の組合運動は農商務省案にしろ内務省案にしろこれを殆ど問題にはしていない。』として渡部教授が引證された「解放」誌第二卷第七號（大正九年七月號）は、かゝる邊勢の檣頭の眞只中に於て東京で發刊されたものなることを指摘すれば、その迷妄また思半ばを過ぎるものがあらう。

然し、その後この傾向が遼原の火の如く全國に支配的となり、合法議會主義や労働組合法の獲得や團結罷業權の確保に對して著しく消極的となり、國際労働會議に對してすらも積極的な關心を拂うことなく、ひたすら實力行動、「斷乎たる勇氣と有効なる戰術」とによつて一舉に新社會の建設を企圖しやうとする方向に労働組合運動の大勢が逸いた眞只中にあつても、大正十年の第二回メーデーの要求決議と、それを契機としての約二ヶ月間の阪神地方約四十件のストライキのうち三十五件までが、その主要要求事項として、團體交渉權確認・橫斷組合加入の自由・工場委員會制度實施を掲げて斗つたことより明らかにならう、労働者階級の社會政策獲得の熱意は未だ残つていた。このことは、特に注意しなければならない。だがそれも、此年末から結頭した「團體交渉權返上論」の全國的支配化と共に、必然的に消滅の途をたどらなければならなかつた。恐るべき戰術的誤謬ノまさに悲劇的轉機と云うべきであらう。

かくて組合法案は、その後幾變遷を経つゝも、終に日の目を見えなかつたのであるが、この組合法流産の理由を岸本教授が、

『こゝではブルジョアジーは絶対主義よりも保守的であり、その反動性は絶対主義官儀をしてさへ躊躇たらしめた。』と、ブルジョアジーの反動性に求められる時、渡部教授の反論は、またもや展開される。

『こゝで絶対主義として把握されているのは浜口民政黨内閣であり、従つてこの過程はむしろ浜口内閣の政策こそ独占資本の政策であり、岸本氏が資本家たちの反対をブルジョア一般の反対として捉えているのは、むしろ産業資本家乃至中小企業家の反対として捉えるべきではなからうか？このことは、氏が日本工業俱樂部をさしてしばしば「資本家階級の最高本部」と規定されているが、日本工業俱樂部は銀行などの正式に會員になりえないもので、いい得べくんば産業資本家の據点として把握されるべきではないのか？これらのことはたとえ池田成彬や手形交換所が組合法に賛成していることによつて立證される』(前掲五九頁)と。

即ち教授の見解は、(一)独占資本は組合法に賛成——池田成彬・手形交換所の言動。(二)産業資本・中小企業は組合法に反対——日本工業俱樂部の強硬な反対論。日本工業俱樂部は「資本家階級の最高本部」(岸本教授の規定)では決してなく、むしろ産業資本の據点である。といふ二系列から成つているものといえる。ところで、この見地をつき詰める時、産業資本・中小企業の反対論が、独占資本(賛成論)の政治的勢力を突破つて、組合法は流産したとならざるをえないのではなからうか？——教授の主觀的意圖がどうであらうとも、これは結論としては誰の眼にも正否自明であらう。

これは、日本工業俱樂部を(独占資本家を排除して)「産業資本の據点」とされる教授の見解の必然的歸結である。だが、俱樂部が三井・三菱以下巨大財閥の寄附金を主要な財源と仰いだこと、三井八郎右衛門等數多の財閥家長が

名譽顧問に、團琢磨（三井財閥本社理事専長）、大橋新太郎、中島久万吉、他幾多の獨占資本の代表者が理事に就任していたこと。等々。俱樂部が如何に獨占資本と産業資本との利害の融和を圖り、これを代表したかは幾多の事例を擧げるまでもなからう。それ故、日本工業俱樂部の性格を敢て規定すべくんば、「産業資本の據点」といふよりは寧ろ「資本家階級の最高本部」とする方が、遙かに正しいであらう。「俱樂部は銀行などが正式に會員になりえないもので」あつたことは勿論であるが、獨占資本のメルクマールをどこに取るかは極めて重要な問題である。レーニンは「生産の集中と獨占」を以てこれとなし、曰く、「生産の集中、これから生ずる獨占、銀行と産業との融合あるいは癒着——これらのものは金融資本の發生史と金融資本概念の内容との特徴をなしている」（「帝國主義論」第三一年）と。渡部教授はこれを如何に理解されるのであらうか。

ところで、勞働組合法案の流産を必然化した事情は何か？ 絶對主義の勞働政策の分化緻密化が、一方に於ては、治警法十七條削除の代償として、「治安維持法」（大正十四年）「勞働争議調停法」及び「暴力行爲等取締法」（共に大正十五年）が制定されたのみで、對極としての「讓歩」——「勞働組合法」が、常に議會で否決され續けて來たのは如何なる歴史的事情によるか。

それは、風早氏も述べられる如く「直接的には一九二〇年以後五箇年の經濟の推移の中に存じ、より根本的には日本經濟機構の矛盾の中に存する。」（風早氏前掲三五四頁）それ故獨占資本も猛烈に反對したのは當然である。殊に、大正十四年の自由主義的な「社會局案」に對する日本工業俱樂部の反對を轉機に、政府の努力も急轉直下もはやそれ以前とは反對の方向を指向し、翌春第五十一議會に若槻憲政會内閣が提出したその如きは、組合加入權の保護規定は勿論、團體交渉權規定さえ削除してをり、果は組合の連合体さえ認められず、この法案通過せば反つて、

「總同盟」とか「評議會」の如き當時のプロレタリアートの中核組織をなした聯合組合が否定されるといふ逆効果  
をさえ持つていた。同議會で有馬頼寧氏はこの改變の点を衝いて、これは大正十四年に藤原銀次郎氏が發表した  
「我國ノ現状ト勞働組合法案」の主張（これこそ、當時の獨占ブルジョアジーの組合法觀の典型であつた）と符節を合す  
るものなりと鋭く指摘している。謂ふまでもなくこれは、大正十三年の護憲三派内閣成立、翌十四年の「普通選舉  
法」成立以來、度を強めて來た金融資本の天皇制權力への部分的參割——絕對主義天皇制のブルジョア君主制への妥  
協的解消の第一歩の進展を示すものであらう。——昭和六年濱口民政黨内閣が第五十九議會に提出した組合法案は  
更にこの傾向を強めたものであり、罷業による賠償の免償規定さえ削除して政治行動を禁座し、いはば、資本家階  
級の意思通りに數多の勞働組合運動彈壓取締立法に更に一つを附加せんとするが如きであつた。だが、それすらか  
貴族院で審議末了となつてしまつたのである。それは、昭和四年の世界恐慌による打撃を戰爭經濟の方向で回復し  
やうと圖る日本ブルジョアジーにとつて、如何に僅少な産業負擔も耐ええなかつたこと、かゝる資本の欲求を自己  
の高度な軍事力の獨占と中國その他に對する特殊な地理的便宜によつて代位、補充せんとする絕對主義天皇制にと  
つても、組合法案は決して好ましいものでなかつたことによる。そしてこれを決定化したのは、日本プロレタリア  
ートの斗争における立後れ、戰術的混亂にあつたことも否定出來ない。

此年三月には三月事件、九月には滿洲事變、十月事件がおこり、中日事變（昭和十二年七月）、へ太平洋戰爭へと  
對外侵略・軍需インフレ・勞働者農民の深刻な窮乏化のなかを、「八・一五」の日までの彼の暗黒政治の足取りが  
はじまつた。昭和十一年、メーデー禁止全國連達。十二年、總同盟は「罷業絶滅」を宣言して、自己の手で自己の  
權利を放棄し、十四年には自ら解散し、「大日本産業報國會」（昭和十五年成立）がこれに取つて代り、戰時半強制



勞働が強制的に展開された。しかも「戦争」はこれら一切を「神聖」化したのである。勞働組合法問題はかくて、戦後の階級斗争の發展をまつまで再び現實の過程に上らなかつた。(昭和二十一年に成立した。)

註 (1) 上杉捨彦氏著「國際勞働法史」(日本評論社刊「法律學体系」所收)による。

(2) 風早氏前掲書 三五七頁より引用。

※ 前二節(第二・第三節)を通して、岸本教授「社會政策論」・大河内教授「勞働」(現代日本小史所收)に多くの資料を仰いだことを附記しておく。

#### 四

以上我々は渡部教授の基本的見解を検討しつつ、日本社會政策史における政治と經濟の關連を若干考察して來た。そこで明らかならしめられたことは何か？ 即ち、如何に絶對主義國家權力をその政策主体とするとはいへ、日本の社會政策を具体的に展開せしめた最も基本的な要因は、資本制生産—蓄積の進展に照應する勞働者階級の深刻な窮乏化からの自己解放、「疎外」された自己の奪還のための斗争の展開・發展に他ならないといふことである。この勞資間の廣汎な階級斗争は、必然的に絶對主義政治支配を不安定ならしめ、この「危機」回避(矛盾の遷延)策として社會政策が具体化されるといふことである。そしてこの斗争の發展は、必然的に、資本の剰余價值收奪を機構的に攪乱する。半封建的土地所有者制から不斷に流出する低廉な勞働力の原生的搾取に狂奔する盲目的資本も、こゝにはじめて「讓歩」の要を自覺するのである。そして、この「讓歩」が具体化しない限り、社會政策は決して實現しない。それ故、社會政策——例えば工場法・勞働組合法——が、如何なる形・内容で具体化したか、しなかつたかは、資本制生産の發展に伴ふ階級關係—權力關係の具体的分析の後に、はじめて明らかになれるであらう。

渡部教授の致命的欠陥は、氏の日本社會政策史に、この勞資間の階級斗争の論理的・歴史的な構造把握が、充分正しく定置されていなかったことにある。それについては、第二・第三節で具体的に検討した。紙數の制約もあるので、こゝでは教授の次の一句を引用するにとどめよう。曰く。

『岸本氏はかつて社會政策成立の必然性について、資本の「上から」の要請たる側面を強調され、のち正しく自己批判され、階級斗争に必然性を求められるに至つたのであるが、そのさい逆に階級斗争に力を入れる餘り、日本社會政策史を凡てこれ機械的に割切らんとされたのではあるまいか？』（前掲五八頁）

『階級斗争が決定的な力をもつことのできない場合、具体的な政策は支配階級内部間の軋轢その他によつて影響されることが少くないのであるがそれを階級斗争のみにて割切らんとするところに欠陥がある。』（六一頁）

なるほど、渡部教授も社會政策が階級斗争の必然的産物なることは認められている。だが、それはあくまでも一般論に關してである。具体的な日本社會政策史に於ては、階級斗争がそれほど決定的意味をもつていないとされているのである。これは、「大河内理論」以來の悪しき誤謬——岸本教授によつて一應正しく克服された筈の——への轉落の危機性を内包するものではなからうか？それが若し、筆者の讀み違ひでない限り。こゝから、岸本教授に對する「機械論」的の云々の批判が出たのであらうか。人はこれをしも強辯といふ。

謂う迄もなく、戦前の日本の國家權力体系は、天皇制・半封建的地主・獨占ブルジョアジーの三要素から構成されていた。天皇制は、半封建的地主的土地所有制を本來の階級的基礎としつゝも、この地主・ブルジョア兩階級の相互規定的榨取關係に依據しつゝ、それ獨自の絶對主義的特質を相對的獨自的に發展せしめることによつて、資本制生産の脆弱性を代位・補充していた。それ故、この權力体系に鋭く對決するものは、他ならぬ勞働者、農民の階級的同盟（プロレタリアートのヘゲモニーによる）である。こゝでは、十七・八世紀の「古典的」絶對主義における歴史

發展の基本的發條としての地主、ブルジョア間の矛盾—敵對は、地主—ブルジョアのブロックに對決する勞農同盟といふかたちに席を譲つていたのである。これは、とりもなほさず、特殊後進的な日本資本主義の發展構造の特質と、その反映に他ならない。それ故、我々は資本主義の發展、從つて、それに照應する階級對立—斗争の激化・發展に伴ふ、階級—權力關係、とりわけ、政府・官僚・資本家階級の相互關係を、労働運動の發展・昂揚にそれらが如何に對應したかといふ視角から、發展の過程に於て變化に於て正しく把えなければ、日本社會政策史は決して眞に具體的に分析されえないであらう。渡部教授にはこの觀點が缺除していたのである。

それ故、我々の日本社會政策史の分析は、教授の方法論の正しい批判的攝取—克服の上展開される。それは、日本資本主義社會史、日本における階級斗争史を、日本の政治史に絞り上げるといふ形においてのみ、はじめて眞に具體的に展開されるであらう。本稿はその爲の序論的考察である。

附記 本稿は、主として渡部教授稿「日本社會政策史に關する一考察」(本誌第七〇卷第二號)をめぐつて展開したが、そこで明らかならしめた氏の方法論は氏の多くの論稿に一貫して見られるところである——例えば「社會的政策成立の必然制について」(大阪總大論集創刊號)を見よ——ことを、附記しておく。